

3. 国選弁護等関連業務

3-1 平成24年度における業務の概況

(1) 契約弁護士に対する規則等の通知

契約弁護士が国選弁護関連業務の背後にある諸規程を理解していることが過誤事案の防止に重要であると考えられることから、各地方事務所において、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介するなどの方法により、一般契約弁護士に対して規程等の周知を図った。さらに、本部において、報酬基準の骨格をなす考え方を説明した一般契約弁護士向けの文書（国選弁護報酬はどのように算定されているか）を作成し、日本弁護士連合会の機関誌「自由と正義」に寄稿した（平成25年4月号に掲載）。

(2) 職員研修等の実施

報酬基準は毎年改訂を繰り返して複雑化しており、過誤を生じる危険があることから、業務に関する各種知識を習得させることで過誤・不祥事を防止することを目的として、平成24年12月4日、5日の2日間にわたり、各地方事務所・支部の報酬算定担当職員を対象とする研修を実施した。その他、平成24年7月12日、13日に、各地方事務所・支部において職員を指導する立場にある事務局長を集めた会議を実施し、その際、報酬基準の骨格をなす考え方を説明した文書を配布するとともに、日常の業務の中で職員に対し事務処理にあたっての考え方を指導することの重要性を徹底した。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所等への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度である。

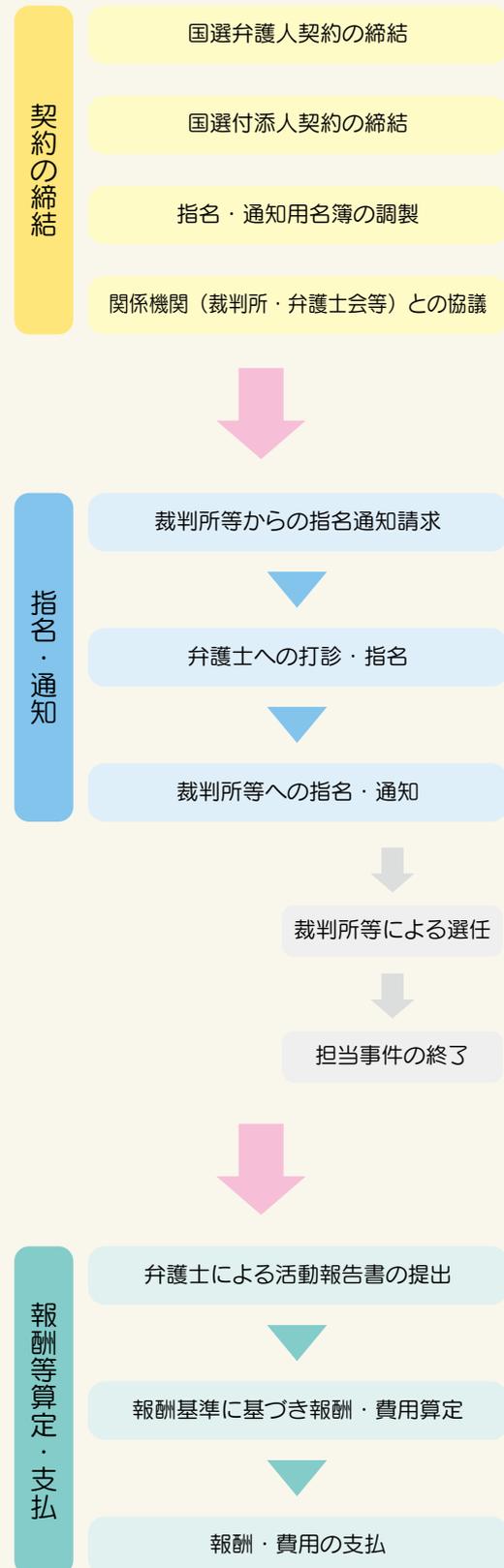
司法統計年報によれば、平成24年に国選弁護人が付いた割合は、被疑者国選弁護事件については83.9%（注1）、被告人事件については、地裁事件で85.6%、簡裁事件で95.3%（注2）。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関しては、国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

（注1）平成24年検察統計年報及び平成24年司法統計年報の数値を基に算出。刑法犯、特別刑法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する、被疑者の国選弁護人に選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

（注2）平成24年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人に選任された者の数の割合。

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要



資料 3-2 通常第一審事件のうち国選弁護人が付いた割合

<被疑者>

	①	うち必要の弁護事件数 (推計値)		③/②	
		勾留状発布数	②		うち選任数
					③
平成24年	112,047	86,839	72,871	83.9%	

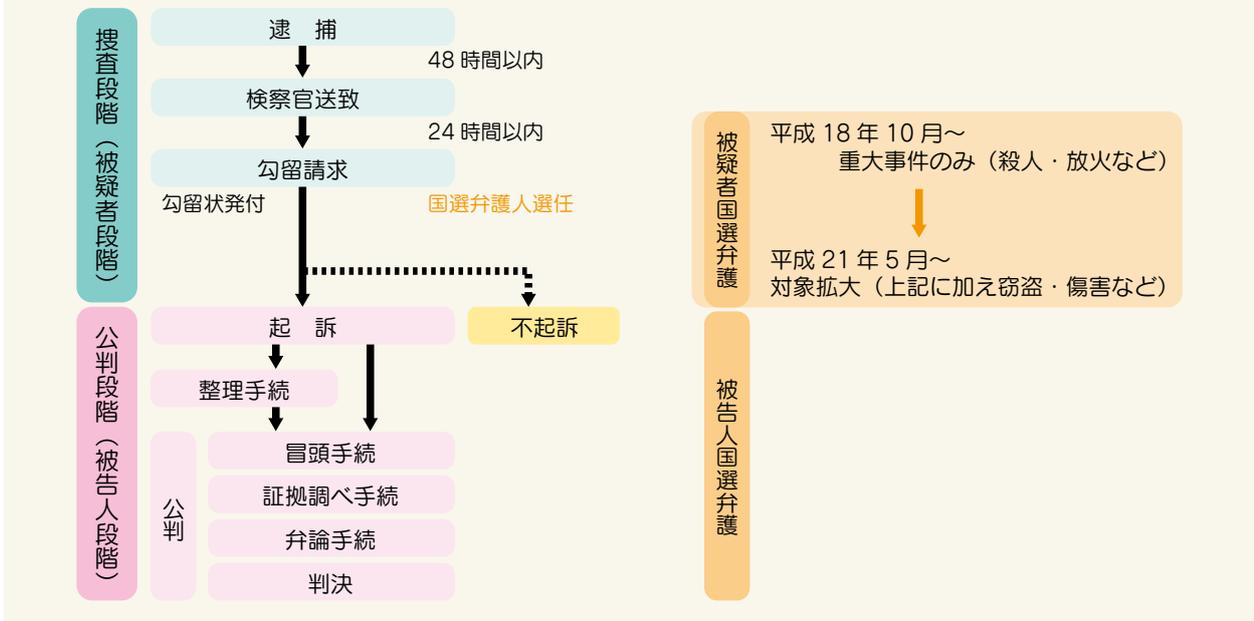
(注)①と②は平成24年検察年報、③は平成24年司法統計年報を基に作成

<被告人>

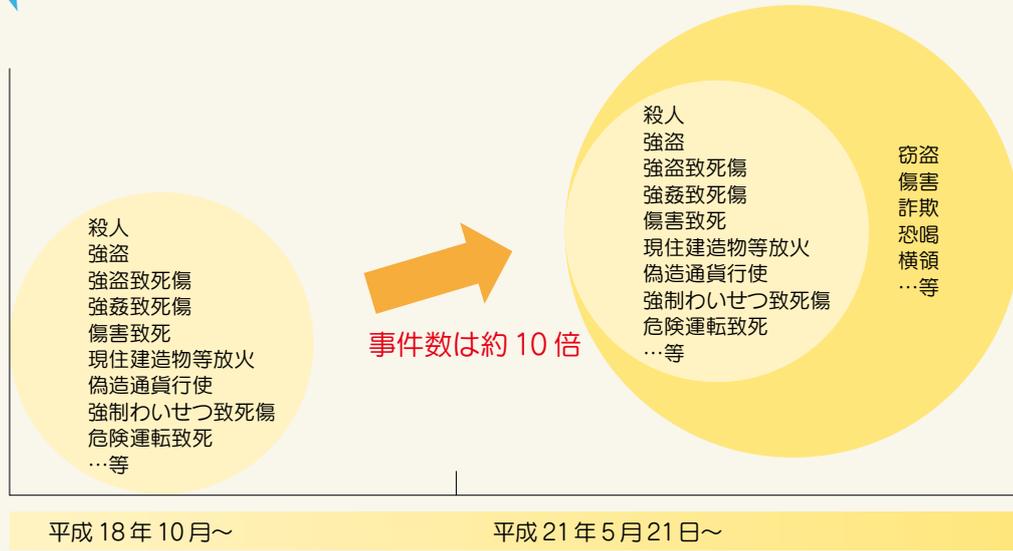
		①	うち弁護人のついた被告人		③/②	
			終局総人員	②		うち国選
						③
平成24年	地裁	56,734	56,393	48,275	85.6%	
	簡裁	8,340	8,227	7,842	95.3%	

(注)①～③はいずれも平成24年司法統計年報を基に作成

資料 3-3 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-4 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

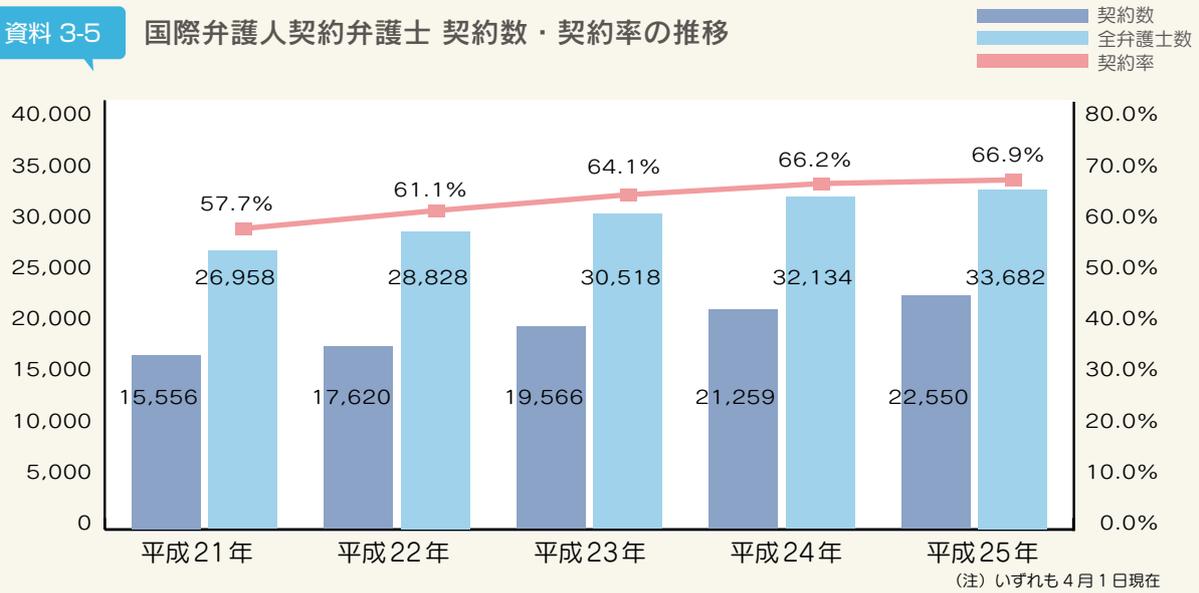
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更あり、平成23年3月7日法務大臣認可版が最新版。以下「国選弁護人契約約款」という）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得ながら毎年増加し、平成25年4月1日時点で22,550名となっており、これは全国の弁護士数の約67%に相当する。

資料 3-5 国際弁護人契約弁護士 契約数・契約率の推移



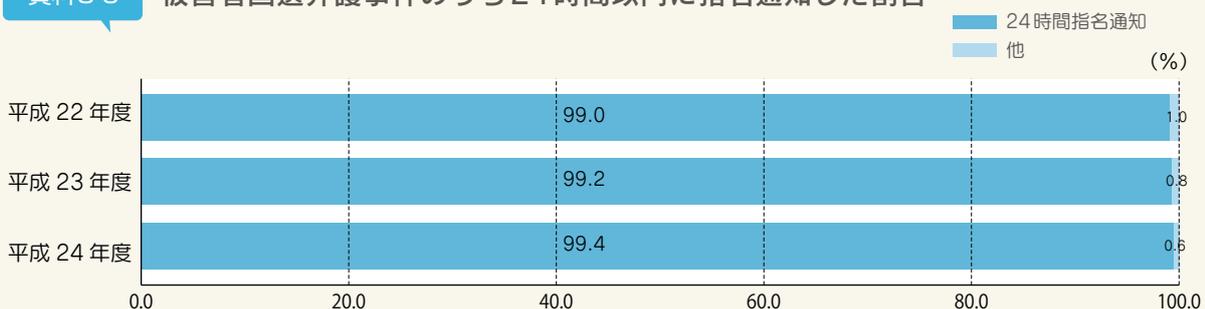
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

法テラスの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。具体的には、地方事務所においては、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年度が99.0%、平成23年度が99.2%、平成24年度が99.4%であった。

資料 3-6 被害者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名通知した割合



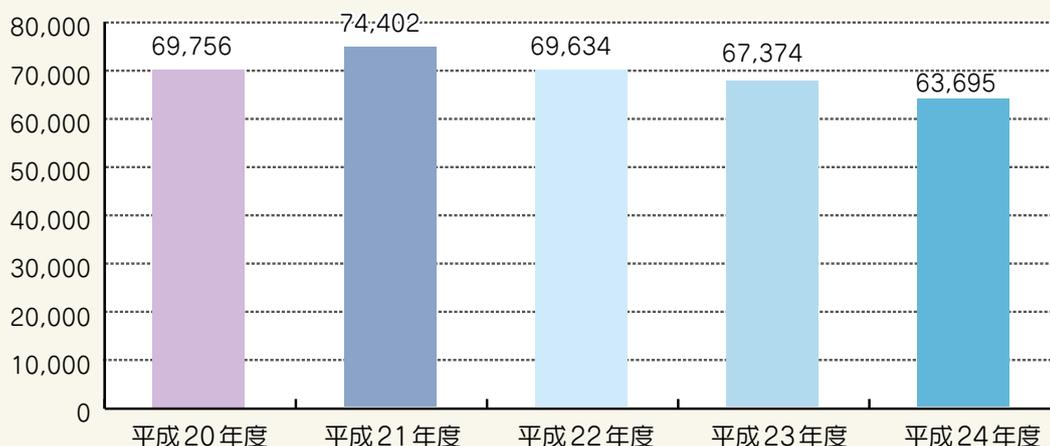
一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成24年4月から平成25年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は73,664件、被告人国選弁護は63,695件（合計137,359件）であった。1か月あたりの平均件数は、被疑者国選弁護は約6,139件、被告人国選弁護は約5,308件（合計約11,447件）であり、前年度における1か月あたりの平均件数が被疑者は約38件増えたのに対し、被告人は約307件減り、合計は前年度より減少した。これは、起訴された被告人数が前年度より減少したためと思われる。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件 受理件数の推移



資料 3-8 被告人国選弁護事件 受理件数の推移



(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

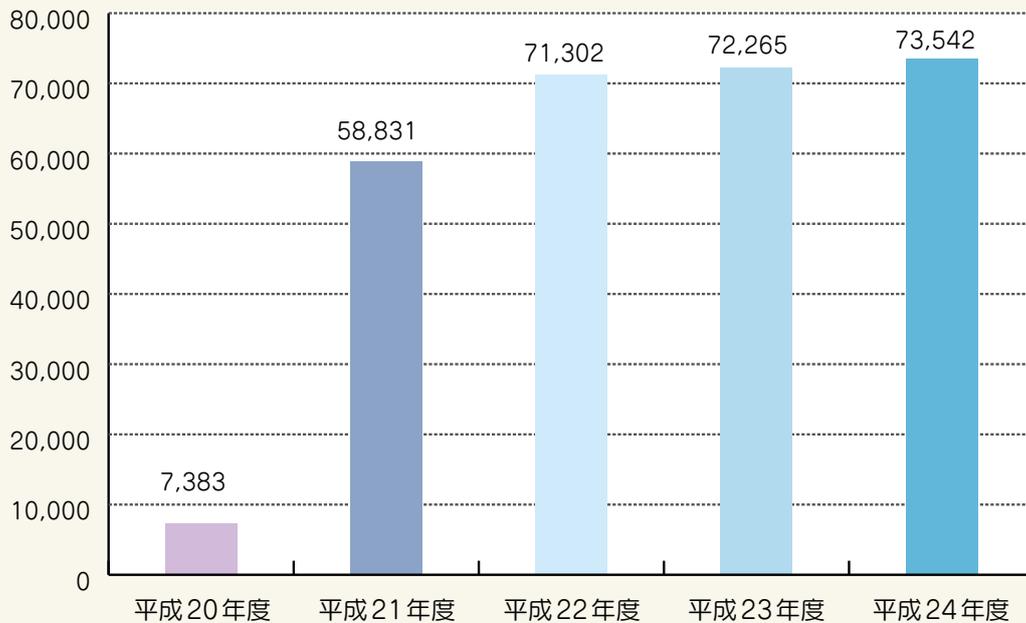
ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という）に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することとしている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-9 報酬算定件数の推移（被疑者）



資料 3-10 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標をもとに類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実と比べて法定刑が軽い罪の事実が認定されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 報酬算定件数の推移（被告人）



資料 3-12 被告人国選弁護事件（裁判員以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-13 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士複数（2名以上）	弁護士単独（1名）
公判前整理手続 1～4回	(裁判官1裁判員4) 170,000円 (裁判官3裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続 5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続 8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続 11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-14 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：単独(簡裁以外)	公判時間	公判 1 回目	公判 2 回目以降
	～ 45分未満	0円	5,800円
	45分～ 1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～ 2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～ 3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～ 4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～ 5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成24年4月から平成25年3月までの不服申立件数は、合計350件であり、1か月あたり約29件であって、前年度における1か月あたり平均件数約31件に比べて減少した。また、報酬算定に対する不服申立について「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して3年目に入ったが、平成24年度は、62件（約17.7%）が地方事務所限りで処理され、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

(6) 国選報酬基準の改正

報酬決定に対して、国選弁護人契約弁護士から多数の不服をいただいているので、法テラスでは、それらを受けとめ、必要に応じて国選弁護報酬基準の改正のための手続をとってきた。しかし、国選弁護報酬基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとで、関係各方面への理解を得ることが必要となる。そこで、法テラスが提案したものの諸般の事情で改正に結びつかなかったもの

も多いのだが、次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護報酬基準の改正に結実したもののうちのおもなものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談について、これまで全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、これまで200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものを、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、これまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円(を上限とする実費)に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書(住民票や戸籍謄本等)についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

3-3 国選付添関連業務

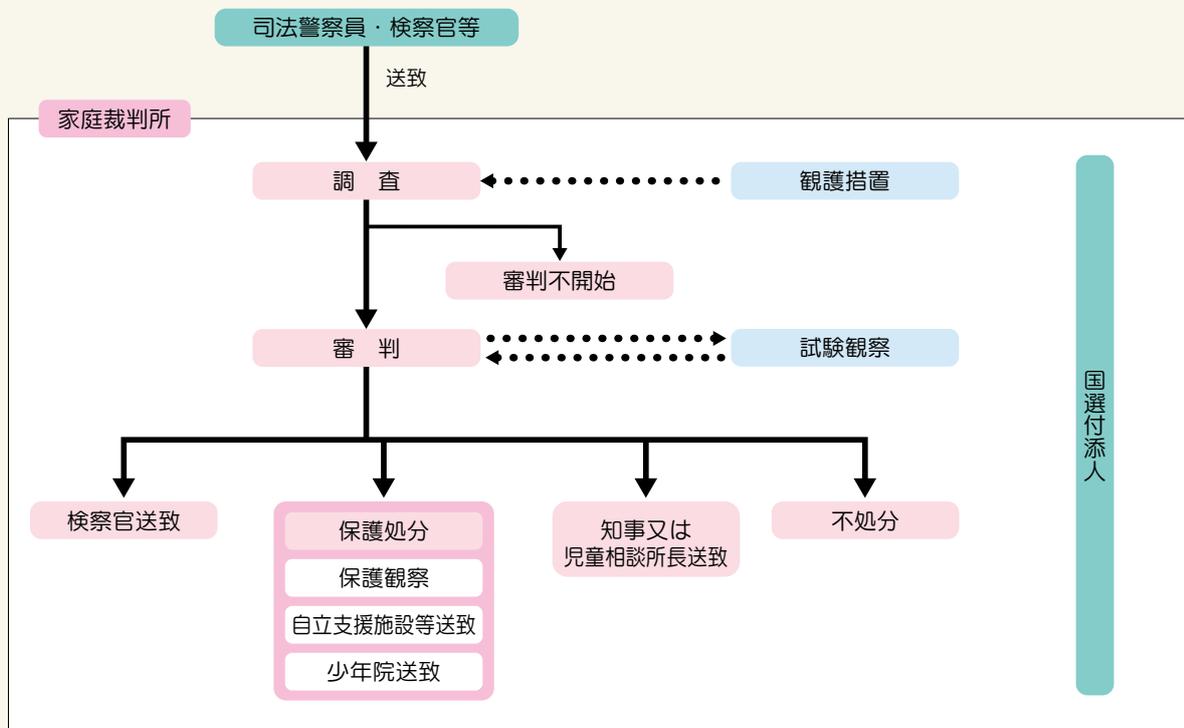
(1) 業務の概要

法テラスは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

平成19年11月の業務開始時においては、国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る事件に限られていた。これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされていた(少年法第22条の3第1項)。また、これらの罪に係る事件について、少年を少年鑑別所に収容する決定(観護措置)がされたとき、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされていた(同法第22条の3第2項)。

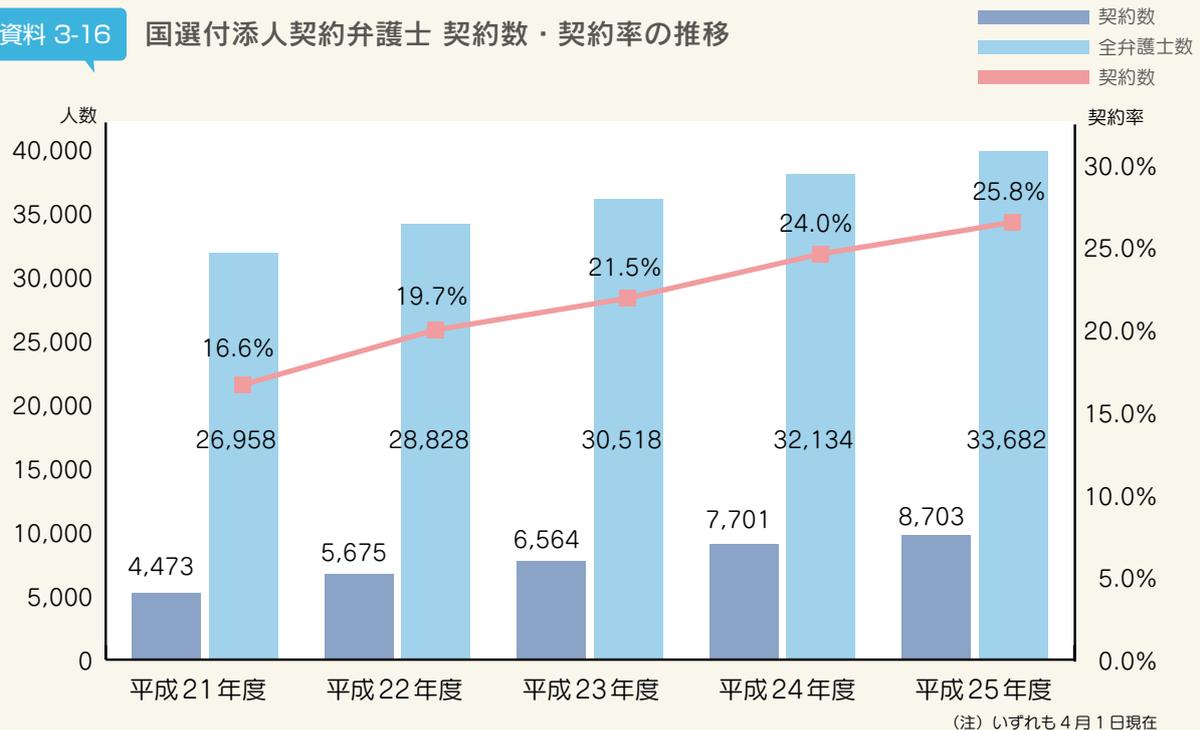
平成20年12月に改正少年法が施行され、家庭裁判所は、一定の重大事件においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった(同法第22条の4第1項)。傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり(同法第22条の5第2項)、国選付添人の選任の対象となる事件の範囲が拡大した。

資料 3-15 少年事件の流れと国選付添制度



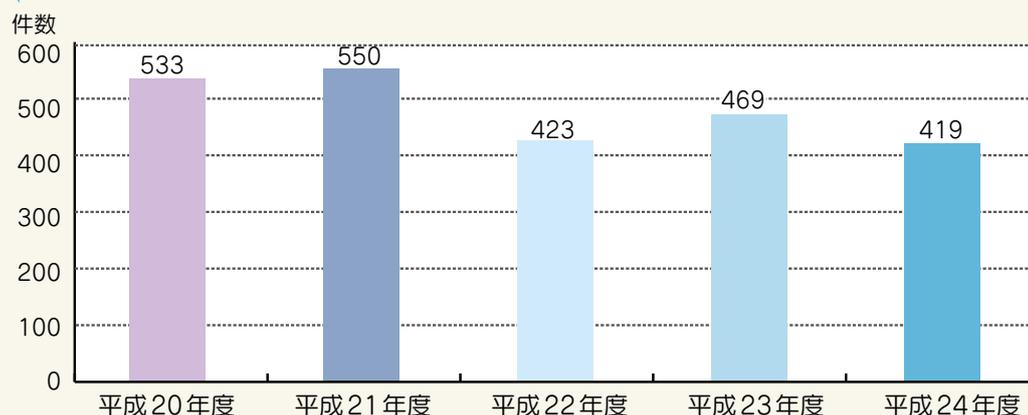
国選付添人契約弁護士の人数は、制度施行時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成25年4月1日時点で8,703名となった。

資料 3-16 国選付添人契約弁護士 契約数・契約率の推移



平成24年4月から平成25年3月までの国選付添人の受理件数は合計419件である。国選付添人の選任率は、終局総人員中0.7%、観護措置人員中3.2%、付添人選任数中3.7%である。

資料 3-17 国選付添事件 受理件数の推移



資料 3-18 平成24年度一般保護事件のうち国選付添人が付いた割合

	総局総人員 ①	うち観護措置あり ②	うち付添人のついた少年		終局総人員中の選任率 ④/①	観護措置人員中の選任率 ④/②	付添人選任数中の選任率 ④/③
			③	うち国選付添人あり ④			
平成24年	46,582	10,048	8,633	319	0.7%	3.2%	3.7%

(注)平成24年司法統計年報をもとに作成。国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し、支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始に伴い、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

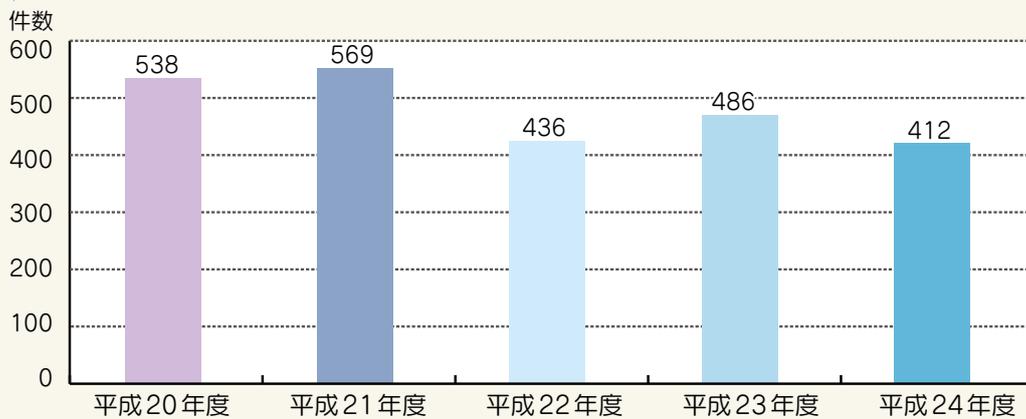
国選付添人に支払う報酬・費用は、国選付添人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」(以下「報酬基準」という)に基づき算定される。報酬基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標をもとに、典型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で(労力基準)、②一定の成果に対しては別途報酬(成功報酬)の加算を行う(成果基準)、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

家庭裁判所において選任された国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。国選付添の対象事件は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪など、いずれも重大・深刻な事件であることから、罪の軽重による分類ではなく、手続の種類(単独事件(検察官不関与)、合議事件(検察官不関与)、検察官関与事件)に応じて報酬を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設計している。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につさ

ない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、家庭裁判所において選任された国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-19 報酬算定件数の推移（付添人）



資料 3-20 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-21 実質審理期日に対する加算報酬

	審理時間	審理 1 回目	審理 2 回目以降
	例：単独（検察官不関与）	～ 45分未満	0円
45分～ 1.5時間		6,400円	9,600円
1.5時間～ 2.5時間		9,600円	16,800円
2.5時間～ 3.5時間		16,800円	25,900円
3.5時間～ 4.5時間		25,900円	37,200円
4.5時間～ 5.5時間		37,200円	52,000円
5.5時間～		52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護士契約弁護士 契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成21年4月1日現在			平成22年4月1日現在			平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率												
東京	5,847	13,024	44.9%	6,769	13,823	49.0%	7,791	14,517	53.7%	8,452	15,090	56.0%	8,888	15,717	56.6%
神奈川	699	1,025	68.2%	804	1,125	71.5%	897	1,216	73.8%	991	1,294	76.6%	1,063	1,357	78.3%
埼玉	358	482	74.3%	415	535	77.6%	456	577	79.0%	511	639	80.0%	530	674	78.6%
千葉	326	433	75.3%	383	487	78.6%	432	539	80.1%	471	581	81.1%	535	644	83.1%
茨城	125	151	82.8%	147	172	85.5%	155	187	82.9%	181	209	86.6%	196	222	88.3%
栃木	104	128	81.3%	115	139	82.7%	128	156	82.1%	139	175	79.4%	149	189	78.8%
群馬	149	186	80.1%	166	203	81.8%	179	216	82.9%	199	237	84.0%	216	254	85.0%
静岡	246	305	80.7%	270	327	82.6%	288	350	82.3%	324	381	85.0%	348	401	86.8%
山梨	75	84	89.3%	78	89	87.6%	84	93	90.3%	91	103	88.3%	99	107	92.5%
長野	131	155	84.5%	142	164	86.6%	161	184	87.5%	175	200	87.5%	191	212	90.1%
新潟	149	184	81.0%	168	203	82.8%	184	217	84.8%	201	233	86.3%	217	242	89.7%
大阪	1,876	3,402	55.1%	1,978	3,584	55.2%	2,075	3,721	55.8%	2,191	3,857	56.8%	2,285	4,001	57.1%
京都	333	453	73.5%	375	492	76.2%	414	534	77.5%	462	589	78.4%	495	633	78.2%
兵庫	394	588	67.0%	442	621	71.2%	485	675	71.9%	536	715	75.0%	577	763	75.6%
奈良	107	129	82.9%	114	133	85.7%	116	136	85.3%	120	141	85.1%	136	153	88.9%
滋賀	73	92	79.3%	78	100	78.0%	87	111	78.4%	103	124	83.1%	108	135	80.0%
和歌山	85	103	82.5%	97	115	84.3%	104	122	85.2%	108	124	87.1%	116	130	89.2%
愛知	788	1,260	62.5%	999	1,352	73.9%	1,091	1,444	75.6%	1,198	1,545	77.5%	1,257	1,617	77.7%
三重	101	114	88.6%	113	126	89.7%	124	137	90.5%	139	151	92.1%	147	159	92.5%
岐阜	103	126	81.7%	110	132	83.3%	122	144	84.7%	133	156	85.3%	137	165	83.0%
福井	61	71	85.9%	66	76	86.8%	77	88	87.5%	79	91	86.8%	83	95	87.4%
石川	106	116	91.4%	113	123	91.9%	115	125	92.0%	131	141	92.9%	143	153	93.5%
富山	56	69	81.2%	67	81	82.7%	75	86	87.2%	82	97	84.5%	89	100	89.0%
広島	244	383	63.7%	290	425	68.2%	318	450	70.7%	352	478	73.6%	376	503	74.8%
山口	99	118	83.9%	109	125	87.2%	115	132	87.1%	120	133	90.2%	128	146	87.7%
岡山	189	256	73.8%	214	282	75.9%	230	300	76.7%	245	313	78.3%	276	338	81.7%
鳥取	46	49	93.9%	53	54	98.1%	54	56	96.4%	59	60	98.3%	65	64	101.6%
島根	42	46	91.3%	48	54	88.9%	54	59	91.5%	60	64	93.8%	61	67	91.0%
福岡	604	821	73.6%	658	878	74.9%	701	928	75.5%	735	985	74.6%	804	1,041	77.2%
佐賀	56	64	87.5%	65	73	89.0%	74	82	90.2%	78	86	90.7%	82	93	88.2%
長崎	95	114	83.3%	108	123	87.8%	121	137	88.3%	129	147	87.8%	136	154	88.3%
大分	94	110	85.5%	99	113	87.6%	111	125	88.8%	118	131	90.1%	117	133	88.0%
熊本	134	176	76.1%	151	194	77.8%	165	205	80.5%	183	220	83.2%	188	231	81.4%
鹿児島	102	113	90.3%	123	132	93.2%	139	144	96.5%	155	167	92.8%	171	175	97.7%
宮崎	79	86	91.9%	83	91	91.2%	88	98	89.8%	102	111	91.9%	112	119	94.1%
沖縄	137	211	64.9%	135	217	62.2%	143	227	63.0%	151	234	64.5%	159	243	65.4%
宮城	231	311	74.3%	256	330	77.6%	287	360	79.7%	308	376	81.9%	330	396	83.3%
福島	111	122	91.0%	132	143	92.3%	139	153	90.8%	149	153	97.4%	160	167	95.8%
山形	62	70	88.6%	62	71	87.3%	69	79	87.3%	73	83	88.0%	81	88	92.0%
岩手	59	73	80.8%	66	78	84.6%	71	80	88.8%	84	95	88.4%	85	91	93.4%
秋田	50	63	79.4%	53	66	80.3%	55	68	80.9%	59	70	84.3%	62	73	84.9%
青森	61	72	84.7%	72	84	85.7%	79	88	89.8%	86	97	88.7%	94	107	87.9%
札幌	373	506	73.7%	391	541	72.3%	438	591	74.1%	472	632	74.7%	494	661	74.7%
函館	26	34	76.5%	31	36	86.1%	33	39	84.6%	39	44	88.6%	43	48	89.6%
旭川	35	44	79.5%	42	50	84.0%	43	54	79.6%	56	63	88.9%	62	70	88.6%
釧路	45	54	83.3%	50	59	84.7%	52	60	86.7%	57	64	89.1%	63	70	90.0%
香川	80	121	66.1%	86	125	68.8%	97	133	72.9%	101	139	72.7%	118	150	78.7%
徳島	60	68	88.2%	69	76	90.8%	70	75	93.3%	80	83	96.4%	81	90	90.0%
高知	55	70	78.6%	62	76	81.6%	65	79	82.3%	71	87	81.6%	74	87	85.1%
愛媛	95	123	77.2%	103	130	79.2%	115	141	81.6%	120	146	82.2%	123	154	79.9%
合計	15,556	26,958	57.7%	17,620	28,828	61.1%	19,566	30,518	64.1%	21,259	32,134	66.2%	22,550	33,682	66.9%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方事務所	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	被疑者	被告人								
東京	872	9,448	6,648	9,991	7,061	8,737	7,419	8,637	7,232	8,025
多摩	207	1,284	1,473	1,420	1,773	1,403	2,047	1,401	1,975	1,217
神奈川	280	2,515	2,353	2,693	2,840	2,227	3,349	2,136	3,125	2,054
川崎	76	547	556	688	599	527	634	457	604	366
小田原	90	485	515	543	524	437	578	445	649	375
埼玉	421	2,314	3,064	2,498	3,294	2,130	3,462	1,902	3,603	2,007
川越	63	532	542	391	640	426	696	508	648	384
千葉	379	2,918	2,862	2,967	3,304	2,519	3,478	2,486	3,315	2,323
松戸	42	613	694	475	721	492	664	477	676	545
茨城	134	1,647	989	1,747	1,274	1,665	1,364	1,512	1,385	1,337
栃木	133	1,534	1,272	1,633	1,539	1,452	1,472	1,244	1,313	1,766
群馬	115	1,169	810	1,275	1,171	1,075	1,281	1,096	1,393	1,040
静岡	58	483	626	603	681	548	764	575	700	498
沼津	66	633	646	732	799	620	765	623	809	586
浜松	76	732	674	770	788	640	786	619	739	537
山梨	55	467	358	482	373	398	347	435	441	436
長野	78	866	564	835	669	817	734	935	817	917
新潟	73	970	824	1,041	944	968	919	852	832	675
大阪	730	6,683	5,251	7,343	6,157	7,574	6,460	7,466	6,759	7,460
京都	127	1,229	1,378	1,355	1,813	1,678	1,764	1,504	1,810	1,273
兵庫	155	1,257	1,161	1,483	1,360	1,500	1,497	1,322	1,703	1,182
阪神	54	613	627	634	664	708	700	737	706	628
姫路	54	629	547	735	596	751	691	652	805	802
奈良	78	752	703	550	743	678	765	719	855	700
滋賀	61	758	919	848	972	777	890	709	925	683
和歌山	66	708	467	853	622	853	618	741	622	599
愛知	373	2,840	2,674	3,346	2,995	2,814	3,155	2,881	3,170	2,719
三河	80	825	923	1,088	965	895	1,067	905	1,063	904
三重	83	875	746	886	785	781	839	808	943	795
岐阜	103	774	719	794	757	699	806	743	770	577
福井	34	245	298	311	318	271	345	309	374	297
石川	55	566	420	596	492	561	432	557	516	498
富山	28	293	223	281	263	284	290	293	297	312
広島	128	1,358	1,266	1,530	1,586	1,446	1,657	1,518	1,839	1,379
山口	67	805	703	794	796	726	797	610	732	601
岡山	98	969	920	1,139	1,045	1,045	1,280	1,115	1,327	1,034
鳥取	19	307	289	353	253	315	255	310	301	288
島根	43	325	259	328	291	314	332	335	298	290
福岡	281	2,622	2,298	2,823	2,686	2,960	2,743	2,644	2,624	2,369
北九州	114	854	892	1,013	1,020	839	997	816	1,017	783
佐賀	40	546	536	604	563	557	583	482	567	456
長崎	76	660	506	554	563	561	483	502	545	556
大分	45	411	435	543	501	550	468	559	463	462
熊本	117	852	865	841	1,037	872	957	865	1,027	952
鹿児島	80	740	542	718	606	689	654	596	622	584
宮崎	58	593	545	607	706	567	751	566	658	538
沖縄	95	1,051	1,012	951	1,061	976	1,157	992	1,100	805
宮城	144	1,125	1,280	1,291	1,373	1,088	1,108	940	1,198	950
福島	82	910	710	859	1,008	898	900	851	947	746
山形	21	471	379	492	411	440	487	411	453	405
岩手	32	471	441	510	533	487	428	404	501	405
秋田	38	449	362	433	406	434	378	427	400	327
青森	49	575	447	593	503	569	516	601	484	436
札幌	159	1,711	1,767	1,774	2,070	1,714	1,877	1,576	1,749	1,512
函館	38	211	213	179	294	217	303	214	314	252
旭川	38	341	286	312	339	311	337	247	314	228
釧路	30	488	373	397	464	450	426	397	449	392
香川	53	1,004	579	1,084	642	975	614	918	702	897
徳島	35	427	374	440	391	362	367	388	332	320
高知	54	494	388	517	558	643	551	641	383	400
愛媛	82	782	662	836	715	724	725	763	744	811
合計	7,415	69,756	61,855	74,402	70,917	69,634	73,209	67,374	73,664	63,695

付表 3-3

国選付添人契約弁護士 契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方事務所	平成21年4月1日現在			平成22年4月1日現在			平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在			平成25年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率												
東京	530	13,024	4.1%	661	13,823	4.8%	791	14,517	5.4%	1,023	15,090	6.8%	1,180	15,717	7.5%
神奈川	185	1,025	18.0%	268	1,125	23.8%	344	1,216	28.3%	441	1,294	34.1%	522	1,357	38.5%
埼玉	139	482	28.8%	164	535	30.7%	189	577	32.8%	211	639	33.0%	229	674	34.0%
千葉	134	433	30.9%	180	487	37.0%	214	539	39.7%	247	581	42.5%	297	644	46.1%
茨城	83	151	55.0%	102	172	59.3%	110	187	58.8%	131	209	62.7%	143	222	64.4%
栃木	33	128	25.8%	47	139	33.8%	64	156	41.0%	79	175	45.1%	90	189	47.6%
群馬	51	186	27.4%	91	203	44.8%	107	216	49.5%	128	237	54.0%	141	254	55.5%
静岡	176	305	57.7%	198	327	60.6%	219	350	62.6%	254	381	66.7%	278	401	69.3%
山梨	33	84	39.3%	35	89	39.3%	50	93	53.8%	62	103	60.2%	71	107	66.4%
長野	58	155	37.4%	69	164	42.1%	92	184	50.0%	110	200	55.0%	125	212	59.0%
新潟	64	184	34.8%	80	203	39.4%	94	217	43.3%	109	233	46.8%	123	242	50.8%
大阪	510	3,402	15.0%	658	3,584	18.4%	752	3,721	20.2%	853	3,857	22.1%	987	4,001	24.7%
京都	155	453	34.2%	190	492	38.6%	222	534	41.6%	260	589	44.1%	290	633	45.8%
兵庫	108	588	18.4%	138	621	22.2%	162	675	24.0%	194	715	27.1%	231	763	30.3%
奈良	64	129	49.6%	85	133	63.9%	86	136	63.2%	89	141	63.1%	100	153	65.4%
滋賀	71	92	77.2%	74	100	74.0%	82	111	73.9%	99	124	79.8%	102	135	75.6%
和歌山	41	103	39.8%	52	115	45.2%	59	122	48.4%	59	124	47.6%	59	130	45.4%
愛知	151	1,260	12.0%	175	1,352	12.9%	195	1,444	13.5%	218	1,545	14.1%	241	1,617	14.9%
三重	47	114	41.2%	59	126	46.8%	69	137	50.4%	81	151	53.6%	88	159	55.3%
岐阜	62	126	49.2%	67	132	50.8%	82	144	56.9%	90	156	57.7%	94	165	57.0%
福井	50	71	70.4%	54	76	71.1%	65	88	73.9%	68	91	74.7%	72	95	75.8%
石川	53	116	45.7%	60	123	48.8%	65	125	52.0%	82	141	58.2%	94	153	61.4%
富山	45	69	65.2%	45	81	55.6%	47	86	54.7%	47	97	48.5%	47	100	47.0%
広島	24	383	6.3%	54	425	12.7%	62	450	13.8%	86	478	18.0%	117	503	23.3%
山口	42	118	35.6%	59	125	47.2%	69	132	52.3%	75	133	56.4%	84	146	57.5%
岡山	90	256	35.2%	117	282	41.5%	141	300	47.0%	160	313	51.1%	192	338	56.8%
鳥取	41	49	83.7%	48	54	88.9%	48	56	85.7%	49	60	81.7%	55	64	85.9%
島根	32	46	69.6%	39	54	72.2%	44	59	74.6%	49	64	76.6%	50	67	74.6%
福岡	240	821	29.2%	378	878	43.1%	389	928	41.9%	470	985	47.7%	526	1,041	50.5%
佐賀	47	64	73.4%	55	73	75.3%	65	82	79.3%	71	86	82.6%	75	93	80.6%
長崎	76	114	66.7%	90	123	73.2%	103	137	75.2%	111	147	75.5%	116	154	75.3%
大分	43	110	39.1%	51	113	45.1%	62	125	49.6%	69	131	52.7%	72	133	54.1%
熊本	70	176	39.8%	85	194	43.8%	94	205	45.9%	104	220	47.3%	118	231	51.1%
鹿児島	40	113	35.4%	71	132	53.8%	89	144	61.8%	107	167	64.1%	127	175	72.6%
宮崎	49	86	57.0%	66	91	72.5%	73	98	74.5%	87	111	78.4%	97	119	81.5%
沖縄	44	211	20.9%	72	217	33.2%	82	227	36.1%	85	234	36.3%	98	243	40.3%
宮城	108	311	34.7%	129	330	39.1%	160	360	44.4%	185	376	49.2%	204	396	51.5%
福島	65	122	53.3%	81	143	56.6%	87	153	56.9%	96	153	62.7%	112	167	67.1%
山形	46	70	65.7%	48	71	67.6%	56	79	70.9%	60	83	72.3%	69	88	78.4%
岩手	37	73	50.7%	47	78	60.3%	52	80	65.0%	65	95	68.4%	68	91	74.7%
秋田	28	63	44.4%	34	66	51.5%	35	68	51.5%	39	70	55.7%	42	73	57.5%
青森	32	72	44.4%	44	84	52.4%	53	88	60.2%	60	97	61.9%	68	107	63.6%
札幌	236	506	46.6%	266	541	49.2%	322	591	54.5%	369	632	58.4%	405	661	61.3%
函館	21	34	61.8%	27	36	75.0%	29	39	74.4%	35	44	79.5%	40	48	83.3%
旭川	22	44	50.0%	28	50	56.0%	29	54	53.7%	42	63	66.7%	51	70	72.9%
釧路	30	54	55.6%	36	59	61.0%	38	60	63.3%	45	64	70.3%	52	70	74.3%
香川	38	121	31.4%	44	125	35.2%	54	133	40.6%	58	139	41.7%	69	150	46.0%
徳島	56	68	82.4%	64	76	84.2%	65	75	86.7%	75	83	90.4%	76	90	84.4%
高知	30	70	42.9%	38	76	50.0%	41	79	51.9%	47	87	54.0%	51	87	58.6%
愛媛	43	123	35.0%	52	130	40.0%	62	141	44.0%	67	146	45.9%	65	154	42.2%
合計	4,473	26,958	16.6%	5,675	28,828	19.7%	6,564	30,518	21.5%	7,701	32,134	24.0%	8,703	33,682	25.8%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

地方事務所	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計
東京	30	38	29	35	30
多摩	11	21	11	38	24
神奈川	41	26	43	48	36
川崎	9	4	3	1	0
小田原	16	5	2	4	6
埼玉	45	38	17	21	30
川越	8	3	4	2	9
千葉	35	69	35	70	33
松戸	11	12	10	4	7
茨城	8	13	8	5	12
栃木	10	9	10	6	18
群馬	19	17	25	4	3
静岡	0	5	2	6	3
沼津	3	3	4	6	2
浜松	10	2	3	5	5
山梨	0	3	1	3	0
長野	0	9	3	3	0
新潟	8	3	2	2	3
大阪	54	71	45	33	48
京都	5	8	3	6	3
兵庫	9	3	12	5	7
阪神	5	0	1	1	1
姫路	4	3	1	4	4
奈良	5	7	0	0	1
滋賀	13	3	2	3	2
和歌山	1	3	1	1	0
愛知	18	44	30	28	31
三河	13	16	4	10	4
三重	2	2	1	0	4
岐阜	4	9	5	4	6
福井	3	1	4	6	1
石川	2	0	1	1	1
富山	1	0	2	1	2
広島	5	7	7	2	4
山口	0	0	2	3	3
岡山	3	8	8	3	13
鳥取	1	0	0	1	1
島根	4	0	2	1	0
福岡	22	26	14	27	7
北九州	10	5	4	0	6
佐賀	8	5	2	6	0
長崎	1	1	4	0	1
大分	0	2	0	0	14
熊本	11	1	3	3	2
鹿児島	4	5	9	25	2
宮崎	1	2	9	3	0
沖縄	5	13	3	2	0
宮城	19	12	6	6	1
福島	2	0	0	1	0
山形	1	0	0	5	3
岩手	3	1	3	1	3
秋田	0	1	2	0	0
青森	4	0	2	1	0
札幌	16	8	18	6	0
函館	1	0	0	2	1
旭川	0	1	1	1	0
釧路	0	1	0	0	0
香川	5	0	0	4	9
徳島	0	1	0	0	12
高知	2	0	0	0	1
愛媛	2	0	0	0	0
合計	533	550	423	469	419